

福島町議会活性化事項の試行に関する実施要綱

地方分権の進展に伴い、二元代表制としての議会・議員の役割がますます重要になり、その真価が問われている。

町民が町長と議員を直接選挙で選ぶという二元代表制の下、議会として有する基本的な役割に加え、監視・評価機能、政策立案機能の強化を図るためには、これまでの行政慣例等を見直して、真に町民を基本とした考えに立ったさまざまな事項の改革が必要となる。

このような状況下で、福島町議会の具体的な取り組み事項としては、①わかりやすく、町民が参加できる議会、②しっかりと討議をする事ができる議会、③町民が実感できる政策提言をする議会を基本に据え、次の事項を試行的に実施するために本要綱を制定する。

また、本試行事項については、その検証を行い開かれた議会づくりの集大成として平成21年4月施行予定の「議会基本条例」に基本的な事項として盛り込むものとする。

福島町議会活性化事項の試行に関する事項

1. 通年議会制度
2. 質疑の回数制限の撤廃
3. 説明員の反問制度
4. 文書質問（質問趣意書）制度
5. 傍聴人の討議への参加

（定例会の開催回数と招集時期）

- 1 平成20年の通年議会の定例会の回数は1回とし、3月に招集する。
（会 期）
- 2 定例会の会期は、3月から9月までの通年と定める。

（本会議）

- 3 本会議は、3月、6月、9月の定例に再開する。ただし、緊急に議案等の審議が必要な場合は、その都度本会議を再開する。

（本会議開催の協議）

- 4 本会議において審議する期間は、町と議会が協議して定める。
 - (1) 定例に再開する本会議の協議 再開前2ヵ月前から
 - (2) 定例に再開する以外の本会議の協議 再開前1ヵ月前から

（本会議の呼称）

- 5 定例会における本会議の呼称は、平成20年第1回福島町議会定例会（〇月会議）とする。
 - (1) 同一の月内に開催される定例に再開される以外の本会議の呼称は、その月の回数を記して、平成20年第1回福島町議会定例会〇月第〇回会議とする。

(一般質問)

6 一般質問は、3月、6月、9月の定例に再開する本会議において行う。

(一事不再議)

7 福島町議会会議規則第15条に規定する一事不再議は、定例に再開する本会議の都度「事情変更の原則」があったものとみなす。

(所管事務調査の通知)

8 所管事務調査の項目は、定例に再開する本会議の審議期間最終日までに議事堂で配布する。

(質疑の回数)

9 本試行期間内に行われる、予算審査特別委員会及び決算審査特別委員会における、質疑の回数制限は行わない。

(説明員の反問)

10 本会議及び常任委員会、特別委員会に出席している説明員は、議員の質問に対して、論点・争点を明確にするため反問することができる。

(文書質問)

11 議員は、会期中に町の一般事務について文書で質問することができる。

(1) 前項の質問は、議長が受理し執行機関等に送付する。

(2) 執行機関等は、文書質問の送付を受けてから10日以内に答弁書を議長に提出する。

(3) 議長は、答弁書を提出議員に送付する。

(傍聴者の討議への参加)

12 常任委員会は、所管事務調査等の充実を図るため、委員間討議の活性化に加え、傍聴者の意見等を積極的に聴くように努めなければならない。

(要綱の変更)

13 本要綱を変更しようとする場合は、事前に町長と議会が誠意をもって協議し、合意を得た上で行う。

(要綱の適用)

14 本要綱は、平成20年3月11日から適用する。

(要綱の失効)

15 本要綱は、平成20年9月30日まで、その効力を有する。